

住宅改修に関する Q&A

(1) 支給の適否

① 【リフォームについて】

介護保険を使って、家のリフォームをすることができますか。

(答) 介護保険における住宅改修費の支給は、介護保険サービスの一つであり、被保険者の心身の状況、生活動線等を勘案し、自立した生活を送るうえで必要と認められる場合に限り対象となります。老朽化によるものであれば、支給対象とはなりません。多くの人が納める保険料等で成り立つ保険制度であるため、一定のルールがあります。

② 【一時的に身を寄せている住宅の改修について】

被保険者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、住宅改修を行うことができますか。

(答) 介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅で、住所地の住宅のみが対象となります。そのため、被保険者の住所地が子の住宅に移されていれば支給対象となります。申請の際には、改修を予定している住宅が介護保険被保険者証記載の住所と一致しているか確認してください。

③ 【入院（入所）中の住宅改修について】

現在、入院（入所）している被保険者がまもなく退院（退所）予定ですが、住宅改修を行うことができますか。

(答) 入院（入所）中の場合は、住宅改修が必要と認められないので住宅改修費の支給対象となりません。ただし、退院（退所）日が確定し、退院（退所）後の住宅について予め改修しておく必要がある場合は、工事前申請を行うことができます。工事後申請は、退院（退所）後に行ってください。
なお、退院（退所）しないこととなった場合は支給対象となりません。

④ 【新築住宅の竣工日以降の住宅改修について】

住宅の新築は住宅改修とは認められていませんが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、住宅改修費の支給対象となりますか。

(答) 実際に居住したのち、住宅改修の必要性が認められた場合は、支給対象となります。

⑤ 【家族が行う住宅改修について】

大工である家族に住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給対象となりますか。

(答) 被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修を行う場合、材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象とならない場合があります。詳しくは事前に岡山市介護保険課へお問い合わせください。

⑥ 【同一の住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修について】

同一の住宅に複数の被保険者がいる場合、それぞれ住宅改修を行うことができますか。

(答) 同一の住宅に複数の被保険者が居住する場合、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請ができます。ただし、同一の住宅について同時に複数の被保険者に係る住宅改修を行う場合は、被保険者ごとに対象となる工事を特定し、その範囲が重複しないように申請してください。例えば被保険者が2人いる場合において、各自の専用の居室の床材の変更を同時に行ったときは、各自が自らの居室に係る住宅改修費の支給申請を行うことができますが、共用の居室について床材の変更を行ったときは、いずれかの被保険者が支給申請を行ってください。

⑦ 【工事内容の変更について】

工事の内容を途中で変更できますか。

(答) 工事内容の変更は認められません。変更する場合は、再度、工事前申請を行ってください。縦手すりを横手すりに変更する等の軽微な変更については、「変更理由書」の提出により変更を認める場合がありますが、改修の一部取り止めを含め、必ず工事着工前に、岡山市介護保険課（TEL 086-803-1241）へ具体的な変更内容をお知らせください。事前連絡のない工事内容の変更は、一切認められません。

⑧ 【岡山市すこやか住宅リフォーム助成制度について】

岡山市すこやか住宅リフォーム助成制度を併用できますか。

(答) 岡山市すこやか住宅リフォーム助成制度は、介護保険とは別の岡山市独自の制度であり、併せて利用することができます。ただし、介護保険の被保険者は介護保険が優先して適用されるので、まずは要介護（要支援）認定を受けてください。また、住宅リフォーム助成限度額は40万円（介護保険住宅改修費支給限度基準額20万円とあわせて60万円）となります。

岡山市すこやか住宅リフォーム助成制度は、60歳以上で身体機能の低下や障害等のために日常生活を営むうえで介助を要する方（65歳以上は必ず要介護・要支援認定を受けている方）や64歳以下で身体障害者手帳の交付を受けた方のうち障害の程度が2級以上の視覚又は肢体に障害のある方で日常生活を営むうえで介助を要する方が、自宅において暮らしやすい生活ができるよう住宅を改造する場合に、その費用の一部を助成する制度です。詳しくは、管轄の福祉事務所、または各支所へご相談ください。

⑨ 【住宅改修費の支給回数について】

住宅改修費の支給は何回でも受けられますか。

（答）支給限度基準額（20万円）に達するまで、何回でも支給を受けられます。また、次の特例に当てはまる場合は、再度、支給限度基準額（20万円）までの支給を受けることができます。

- ・初めて住宅改修に着工した日の要介護等状態区分を基準として、「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合。
- ・転居した場合。

(2) 支給申請

① 【領収証について】

領収証は、写しでもよいですか。

（答）原則は原本です。ただし、申請受付時に市の担当者が原本を確認し、認められた場合は、写しの提出に代えることもできます。

② 【添付写真の日付について】

申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付がわかるものとのことですが、日付表示機能のない写真機の場合はどうすればいいですか。

（答）工事現場などでは黒板等に日付を記入したものを置いて撮影していますが、同様に、黒板や紙等に日付を記入して写し込むといった方法で表示してください。

(3) 住宅改修の種類

① 【段差解消機等の設置について】

昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修費の支給対象となりますか。

(答) 昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は支給対象となりません。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据置式のものは、「移動用リフト」として介護保険の福祉用具貸与の対象となります。

② 【扉工事について】

扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修費の支給対象となりますか。

(答) 扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態にあわせて性能が変われば、扉の取替えとして支給対象となります。具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。

③ 【引き戸の取り替え工事について】

既存の引き戸が重く開閉が困難なため、引き戸を取り替える場合は住宅改修費の支給対象となりますか。

(答) 既存の引き戸が重く開閉が困難という理由があれば、支給対象となります。ただし、既存の引き戸が古くなったから新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象となりません。

④ 【洋式便器の改修工事について】

リウマチ等で膝が十分に曲がらない場合や便座から立ち上がるのが困難な場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして住宅改修費の支給対象となりますか。

- ①洋式便器をかさ上げする工事
- ②便座の高さが高い洋式便器に取替える場合
- ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合

(答) ①は支給対象となります。
②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば支給対象外ですが、当該被保険者に適した高さにするた

めに取り替えるという適切な理由があれば、支給対象となります。

③については、住宅改修ではなく、「腰掛便座」（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として介護保険の特定福祉用具購入費の支給対象となります。なお、特定福祉用具購入費の支給申請を前提として住宅改修を行った場合は、住宅改修費の支給対象となりません。

⑤ 【和式便器から洋式便器への取替え工事について】

和式便器から、洗浄機能等が付加された洋式便器への取替えは住宅改修費の支給対象となりますか。

（答）洗浄便座一体型の洋式便器が一般的な商品として販売されていることを考慮し、「洋式便器等への便器の取り替え」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合については、支給対象としています。

⑥ 【既存洋式便器への洗浄機能の取付工事について】

既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取替えた場合、住宅改修費の支給対象となりますか。

（答）介護保険制度において便器の取替えを住宅改修費の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合を想定しているためであり、洗浄機能等の付加のみを目的として便座を取り替える場合は、支給対象となりません。

⑦ 【和式便器の腰掛式への変換について】

和式便器の上に置いて洋式便器に変換する腰掛便座は住宅改修に該当しますか。

（答）腰掛便座として特定福祉用具購入費の支給対象となります。